

上場制度総合整備プログラム（平成18年6月版）に基づく対応状況（平成19年3月現在）

項目	フェーズ	上場制度総合整備プログラム（18.6）	実施状況・今後の方向性
適時開示の充実	直ちに実施する事項	<p>○株式交換、株式移転、合併、会社分割に関する開示内容の充実（例えば「株式交換等の比率算定根拠」、「第三者機関が交換比率等を算定する場合における当該第三者機関との関係」、「上場会社・相手会社間との関係」の記載の充実）を行う。</p> <p>○株式、新株予約権又は新株予約権付社債の発行における通常の開示内容に加え、発行価額が時価よりも低い価額で設定されている場合やMSCBの発行の場合における開示内容の充実（例えば「当該発行の適法性についての法律専門家の意見」、「割当先の選定理由」、「割当先の保有方針」等の開示（割当先がファンドである場合の開示の充実を含む））を行う。</p> <p>○適時適切な会社情報の開示は、健全な証券市場の根幹であることから、上場会社に対する意識の啓発や会社情報を投資者が利用しやすい環境の整備を随時実施する。</p>	<p>●合併等の組織再編、公開買付け、MBO等に関する適時開示実務上の取扱いの見直しについて、上場会社あてに要請を実施（平成18年12月）</p> <p>○「上場制度総合整備プログラム2007」1～2頁</p> <p>●東証HP上における上場会社情報の拡充（平成19年4月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東証HP上において上場会社の適時開示情報やファイリング情報を提供し、投資者が会社情報を利用しやすい環境の整備を実施した。 <p>●「東証ディスクロージャー促進月間」を開催（平成19年2月～3月）</p> <p>●決算短信の様式見直しに伴う所要の規則改正の実施（平成18年11月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資単位の引下げ方針の開示及び親会社等に関する事項の開示を決算短信によらず独立した開示を求めることとした。 ・業績予想の修正開示を必要とする項目に「営業利益」を追加した。
	具体案の策定に向け問題点の整理を行う事項	<p>○投資者にとって必要な情報を過不足なく開示する観点から、適時開示すべき事項、軽微基準及び具体的な開示内容について、実状に照らして適切かどうか検討を行う。その際、形式基準によるか実質基準によるか、開示内容についても規則に明示するのか、適時開示事項とインサイダー取引規制上の重要事実との関係など規制方法のあり方も含めて検討を行う。</p>	<p>○「上場制度総合整備プログラム2007」1～2頁</p>

項 目	フェーズ	上場制度総合整備プログラム（18.6）	実施状況・今後の方向性
企業行動と市場規律の調和	直ちに実施する事項	<p>○上場会社は、企業行動を行う場合に「流通市場への影響」及び「株主権の尊重」について尊重（配慮）しなければならないことを上場規則に明確化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 尊重義務に反すると当取引所が判断する企業行動に対する措置としては、その旨の公表措置をとることなどを検討する。 ・ 尊重義務遵守を図るための対応を講じる必要があると考える企業行動については、できる限り具体例を明示し、明瞭性を確保することに努める。 〔具体例〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 流通市場に混乱をもたらすおそれのある大幅な株式分割、株式無償割当の実施 ・ 1万円以下の投資単位を意図的に実現することを目的とした、株式分割、株式無償割当、単元株式数の見直しの実施 ・ 買収防衛策に関する尊重義務と同じく、上場適格性の喪失には直接的には結びつかないものとして整理する。 ・ 既存の大幅な株式分割に関する自粛要請については当該規定の制定をもって代替するものとする。 	<p>●株式分割等の実施に係る配慮義務の整備（平成18年12月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従来の1：5以上の株式分割の一律的な自粛要請に代え、上場会社は、株式分割等の実施に当たっては、流通市場へ混乱をもたらすことのないよう配慮することを規則上明記した。 ・ また、上場会社が当該事項を尊重していないと当取引所が認める場合には、投資者に対する注意喚起のため、その旨を公表することができるものとした。 <p>●コーポレート・ガバナンス報告書制度の導入（平成18年5月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社のコーポレート・ガバナンスの現状を常に投資者に提供し、各社のコーポレート・ガバナンスの整備状況を確認できる仕組みを提供した。 <p>●コーポレート・ガバナンス白書2007の公表（平成19年3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コーポレート・ガバナンス報告書に記載された内容を網羅的に取りまとめた冊子を公表した。 <p>○「上場制度総合整備プログラム2007」2～4頁</p>
	具体案の策定に向け問題点の整理を行う事項	<p>○ディスカッション・ペーパーで掲げた企業行動（当初から対応を講じるべき企業行動として掲げるものを除く）についても、どのような場合に、尊重義務遵守を図るための対応を講じるべきものとして掲げるべきか、具体的な要件、対応方法について整理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の者を対象に発行するMSCBの発行や大規模な第三者割当増資の実施等について、開示内容や手続きの面を中心に整理する。 <p>○尊重義務に代表されるような上場会社の行為規範について、適時開示規則とは別の新たな規則を設けることについて、検討を行う。</p>	<p>○「上場制度総合整備プログラム2007」2～4頁</p> <p>○「上場制度総合整備プログラム2007」2～4頁</p>

項 目	フェーズ	上場制度総合整備プログラム（18.6）	実施状況・今後の方向性
	検討に着手する事項	<p>○東証上場会社として投資者からみて望ましい（逆に不適切と思われる）企業行動を整理し、NYSEのカンパニーマニュアル等を参考に一定の規範（推奨事項）として明示すること等について検討を行う。</p> <p>・規範（推奨事項）を遵守している上場会社を、他の上場会社から区分して表示することも考えたい。</p> <p>[NYSEのカンパニーマニュアルに掲載されている行動規範的な主な項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議決権ポリシー ・コーポレート・ガバナンスに関連する諸規範 ・大規模な増資を行う場合の株主権の尊重 	○「上場制度総合整備プログラム2007」2頁
望ましい投資単位の水準	直ちに実施する事項	<p>○望ましい投資単位の水準を定めた上場規則等の見直しを行う。</p> <p>・あくまでも東証として望ましいと考える水準を提示するという、規則の基本的な性格は維持しつつ、望ましいとする投資単位の水準を5万円から50万円までに変更する（50万円以上の水準にあるものに限り、今後の方針について一定の説明を決算短信から分離した形で課すこととする）。</p>	<p>●望ましい投資単位の水準に関する上場規則の見直し（平成18年12月）</p> <p>・望ましい投資単位の水準に新たに5万円の下限を設け、5万円以上50万円未満となるよう、当該水準への移行及び維持に努める規定を整備した。</p>
	具体案の策定に向け問題点の整理を行う事項	<p>○望ましい投資単位の定着度合いを見極めながら現在7種類ある売買単位について、多数を占めるものの中から一つに統合していく方法について整理を行う。</p> <p>・取組みにあたっての問題点を共有する観点からまずアンケート調査を実施することとしたい。</p>	○「上場制度総合整備プログラム2007」7頁
上場廃止基準等の見直し	具体案の策定に向け問題点の整理を行う事項	<p>○株主数基準の具体的な見直し方法について整理を行う。</p> <p>・望ましい投資単位の水準を見直すことに伴い、株主数基準における優遇措置についても見直しを行う。</p> <p>・その際には、発行済株式数の大きさ及び投資単位の水準に応じて必要な株主の数を定めている現行の基準について、所要の見直しを行う。</p>	○「上場制度総合整備プログラム2007」8頁
	検討に着手する事項	○株主数基準以外にも、少数特定者持株数基準等の流動性に係る上場諸基準のあり方について、現在提起されている諸問題を踏まえ	○「上場制度総合整備プログラム2007」8～9頁

項 目	フェーズ	上場制度総合整備プログラム（18.6）	実施状況・今後の方向性
		<p>検討を行う。</p> <p><指摘されている主な事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機関投資家が保有する比率の高い市場第一部の上場会社の中でも、浮動株の水準が不足している会社が多くあると指摘されている。 ・外国人の保有が増加する中で、株主数基準や少数特定者持株数基準の計算方法が陳腐化していると指摘されている。 	
既上場会社（本則市場、マザーズ市場共通）に対する経営管理面の確認の継続	直ちに実施する事項	<p>○改善報告書の記載内容に関する点検制度の整備を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改善報告書の提出会社は、提出から6ヶ月経過後遅滞なく、改善措置の実施・運用状況に関する報告書を提出するものとする。 ・東証は、改善措置の実施・運用状況に関して必要な照会や確認ができることとする。 ・改善措置の実施・運用状況が不十分な場合及び報告書を提出しない場合には、改めて改善報告書の提出を求めることができることとする。 	<p>●改善状況報告書制度の整備（平成18年12月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社情報の適時開示等に係る改善報告書を提出した上場会社に対し、提出から6ヶ月経過後遅滞なく、「改善措置の実施状況及び運用状況に関する報告書」を提出すること等を義務付けた。
	具体案の策定に向け問題点の整理を行う事項	<p>○組織再編その他経営体制等の大幅な変更に対する点検制度について問題点の整理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織再編その他の企業行動によって経営体制や事業内容が大きく変更される場合には、いわゆる裏口上場の防止の観点からのチェックのほか、上場会社の経営管理体制等について点検を行うことが適当ではないか。その際、不適当な合併等に該当する態様とそれに応じた審査事項の整理を含め、不適当な合併等に係る猶予期間審査等の制度とあわせた総合的な整理を行うこととする。 	○「上場制度総合整備プログラム2007」9頁
	検討に着手する事項	<p>○現在要請ベースで上場会社に実施を求めている経営管理面での整備事項について、規則上の位置づけを明確化することの検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例えば内部者管理規程等について、上場会社における整備の実態等を踏まえ、規則上の位置づけを明確にすることが適当と考える。 	○「上場制度総合整備プログラム2007」2～4頁
企業の内部統制等に問題が生じた場	直ちに実施する事項	○企業不祥事の防止に向け、関係者の一層の努力を促す方策を実施する。	○「上場制度総合整備プログラム2007」2～3頁

項 目	フェーズ	上場制度総合整備プログラム（18.6）	実施状況・今後の方向性
合の対応		<ul style="list-style-type: none"> ・企業不祥事の防止は企業自身の意識の向上と公認会計士による財務報告等に関する内部統制監査によって向上が期待されることから、会社法施行の状況や日本公認会計士協会による検討状況を踏まえ、必要な要請を関係各位に実施する。 	
	具体案の策定に向け問題点の整理を行う事項	<ul style="list-style-type: none"> ○財務報告に係る内部統制について、監査人から不適正意見又は意見差控えが表明された場合の取扱いについて整理を行う。 ・財務報告に係る内部統制に関する監査意見において、内部統制に重要な欠陥がある旨記載された場合において、当該重要な欠陥があるその翌々年においてもなお改善されず同様の意見が出された場合などには、上場廃止すること等を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「上場制度総合整備プログラム2007」4～5頁
	検討に着手する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○証券市場の信頼性を著しく損ねる事案の発生等により、（財務報告以外の）内部統制等に問題が生じていることが明らかになった場合において、取引所として健全な内部統制等の発揮を促す工夫のあり方について会社法の施行の状況を踏まえつつ検討を行う。 ・どのような場合に、どのような措置が適当かについて十分検討する必要がある。あわせて、事象によっては、上場廃止基準（公益・投資者保護）の適用により対処することが適当なものがないかも検討を行うこととする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●警察庁及び警視庁との反社会的勢力排除対策連絡協議会の設立（平成18年12月） ・警察機関と当取引所が連携を強化し、当取引所の市場に介入してくる暴力団を始めとする反社会的勢力の不当な行為などの防止を図り、健全で公正な証券市場の構築に寄与することを目的に設立した。 ●証券取引所間の反社会的勢力に関する情報交換の強化（平成18年8月） ・新規上場審査、上場管理において問題となった事案についての情報交換を実施した。 ●CRO連絡会議の設置（平成18年7月） ・各地証券取引所及び日本証券業協会との間で、自主規制業務を統括する役員間の定期的な情報交換を実施している。 ○「上場制度総合整備プログラム2007」2～3頁
マザーズ市場の運営方法及び市場区分の見直し	直ちに実施する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○新興企業経営者が市場を利用する上での倫理観を高めるための啓蒙活動を実施する。 ・上場することの意義や市場に対する責任に関する提言をとりまとめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●新興企業経営者向けの啓蒙活動を実施（平成18年12月） ・新興企業経営者が市場を利用する上での倫理観等に関するアンケート調査を経営者、投資家双方に対して行い、調査結果及び調査結果に基づく留意事項を公表した。 ○「上場制度総合整備プログラム2007」7頁

項 目	フェーズ	上場制度総合整備プログラム（18.6）	実施状況・今後の方向性
	<p>具体案の策定に向け問題点の整理を行う事項</p>	<p>○マザーズ上場会社の成長段階に合わせた体制整備の充実を促すための制度のあり方について整理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新興企業であるマザーズ上場会社については、その特徴に応じてよりきめ細やかな上場管理が必要ではないかとの意見を踏まえ、経営管理体制・開示の充実を継続的に実施することを促す制度上の工夫について整理する。 <p>○マザーズ上場会社の新規公開において指摘される問題点の整理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規上場時点の流動性不足を改善するために、公開株式数に係る基準や少数特定者持株数に係る基準について整理する。 ・新規上場日の初値の決定方法について、現行制度の問題点を整理する。 ・市場間での上場審査基準や運用の相違が上場会社の規律回避に利用されることを防止するための工夫について整理する。 	<p>○「上場制度総合整備プログラム2007」6～7頁</p> <p>○「上場制度総合整備プログラム2007」8～9頁</p>
	<p>検討に着手する事項</p>	<p>○マザーズ市場に参加する投資家教育の充実策について検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般投資者が新興企業のリスクを十分判断して参加できるための工夫について検討する。 <p>○マザーズ市場の現状を踏まえ、マザーズ市場の位置づけや運営方針について検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マザーズ市場を開設し5年が経過した現状を踏まえ、更に国際的な情勢の変化や社会の要請に応えるよう市場のあり方や運営全般について、改めて整理を行う。 ・市場第一部、第二部との関係やマザーズに継続して上場している会社の位置づけについても検討する。 <p>○市場第一部、第二部の区分についても、継続の是非を含めて検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場区分の変更は、例えば売買システム等のシステム面で影響を与えるものであることに留意が必要である。 ・例えば、子会社上場会社の区分や東証が定める行動規範を遵守する会社に 	<p>○「上場制度総合整備プログラム2007」7頁</p> <p>○「上場制度総合整備プログラム2007」6～7頁</p> <p>○「上場制度総合整備プログラム2007」9頁</p>

項 目	フェーズ	上場制度総合整備プログラム（18.6）	実施状況・今後の方向性
		<p>対する区分表示に利用する等、従来以上に積極的な役割を果たすよう制度を見直すことも考えられるのではないかと。</p> <p>・マザーズ市場から市場第一部に変更する場合の基準についても、マザーズ市場のあり方及び市場区分の検討を踏まえ見直すこととする。</p>	
親会社等を有する上場会社への対応	直ちに実施する事項	<p>○親会社等を有する上場会社について、投資者への情報提供方法の改善を図る。</p> <p>・HP上に親会社等を有する会社だけの区分表示を導入し、「親会社等の企業グループにおける上場会社の位置づけとその他の上場会社と親会社等との関係」及び「一定の独立性を確保していると考えられる理由」等について投資者が常時閲覧できるような工夫を行うこととする。</p>	<p>●親会社等を有する上場会社に関する情報提供の充実（平成19年4月）</p> <p>・親会社等に関する開示の有無について、東証HPの上場会社情報サービスのページにおいて、上場会社各社の基本情報として表示するとともに（検索機能も導入し、該当会社の抽出も可）、「親会社等の企業グループにおける上場会社の位置づけとその他の上場会社と親会社等との関係」及び「一定の独立性を確保していると考えられる理由」等について投資者が常時閲覧できるよう対応を実施した。</p>
	検討に着手する事項	<p>○親会社を有する上場会社の当該親会社からの独立性の確保状況についての確認のあり方について検討を行う。</p> <p>○親会社・支配株主を有する上場会社の上場管理のあり方について検討を行う。</p> <p>・例えば、筆頭株主が50%を超える上場会社について既存の市場第一部・第二部から区分表示することや、コーポレート・ガバナンスに関する要件を加重すること等の是非について検討する。</p> <p>○親会社を有して上場した会社が、上場後すぐに当該親会社の完全子会社となって上場を廃止するような場合について、投資者保護上適切な対応策について検討を行う。</p> <p>○上記検討に加え、そもそも親会社を有する会社の上場の是非についても検討を行う。</p> <p>・親会社を有する又は支配株主を有する上場会社については少数株主の権利保護の面で問題があると指摘される一方、その状況が的確に開示され、問題を緩和する措置が講じられるのであれば、魅力ある投資物件を提供する</p>	<p>○「上場制度総合整備プログラム2007」4頁</p> <p>○「上場制度総合整備プログラム2007」4頁</p> <p>○「上場制度総合整備プログラム2007」4頁</p> <p>○「上場制度総合整備プログラム2007」4頁</p>

項 目	フェーズ	上場制度総合整備プログラム（18.6）	実施状況・今後の方向性
		意義は大きいこと、及び既存の子会社上場会社の数や、M&Aにより既上場会社に新たに親会社が生じえることを踏まえて、十分な議論を要することに留意する必要がある。	
上場廃止後の上場会社の流動性	直ちに実施する事項	○上場廃止後の上場会社の流動性を付与することの是非及びその方法について、証券業界全体で議論する場の設置を働きかける。	●実施済み（平成18年6月） ・日本証券業協会を中心に、上場廃止された会社を取り引きされる可能性が高いグリーンシート市場の見直しに向けた議論を行っている。 ○「上場制度総合整備プログラム2007」10頁
	具体案の策定に向け問題点の整理を行う事項	○上場廃止以外の制裁措置について整理を行う。 ・どのような場合（例えば、虚偽記載や開示規則違反のような場合において廃止基準相当とはいえないもの）に、どのような種類（例えば過怠金、譴責処分、売買停止等利便を一部制限する措置）の対応が適当か整理する。	●注意勧告制度の新設（平成18年12月） ・上場会社が有価証券報告書等に「虚偽記載」を行った場合には、当取引所は当該上場会社に対して注意勧告を行うことができることとした。 ○「上場制度総合整備プログラム2007」10～11頁
証券取引等監視委員会との連携強化	直ちに実施する事項	○証券取引等監視委員会との連携強化の推進 ・証券取引等監視委員会との間に、上場問題についても連絡協議の場を設け、緊密な連携を図る。	●証券取引等監視委員会との間で、「市場監視連絡協議会」を開催（平成18年9月、平成19年3月）
公認会計士との連携強化	直ちに実施する事項	○日本公認会計士協会との連携強化の推進 ・日本公認会計士協会との共同プロジェクトを継承し、連絡会議を設置する。 ・日本公認会計士協会が来年度に新たに導入する旨表明している上場会社監査事務所の登録制度について、当該制度が証券市場の信頼性確保のために適切に運営されるよう、相互の連携の一環として、協力する。 ・上場会社、公認会計士双方への情報提供の一層の充実に取り組む。 ・上場審査や上場管理における公認会計士の積極的な協力について会計士協会によるバックアップを要望する。	●日本公認会計士協会との連携強化の推進（平成18年より随時） ・日本公認会計士協会との共同プロジェクトを継承し、連絡会議を設置。 ・上場会社、公認会計士双方への情報提供の一層の充実に取り組む。 ・上場審査や上場管理における公認会計士の積極的な協力について会計士協会によるバックアップを要望する。
	具体案の策定に向け問題点の整理を行う事項	○公認会計士の交代時における退任公認会計士の見解の開示について検討すべき課題の整理を行う。 ・退任公認会計士に交代理由についての見解がある場合、その内容が開示されるようにすべきではないかとの指摘を踏まえ、具体的な方法のあり方について整理する。	○「上場制度総合整備プログラム2007」12頁

項 目	フェーズ	上場制度総合整備プログラム（18.6）	実施状況・今後の方向性
		<p>○公認会計士へのヒアリングに関する上場会社の協力義務の拡大及び具体的な方法等について整理を行う。</p> <p>・上場会社に協力義務を課し、公認会計士へのヒアリングを行う場合の手続きについて検討する。</p>	<p>○「上場制度総合整備プログラム2007」12頁</p>
	検討に着手する事項	<p>○公認会計士の役割を踏まえ、上場会社の監査人のあり方（例えば、監査人のローテーション、上場会社を担当する公認会計士の資格、新規上場会社と監査人のあり方等）について検討を行う。</p> <p>・日本公認会計士協会の自主ルールの強化内容、金融審議会公認会計士制度部会における議論の動向を踏まえつつ、上場制度としてどのような対応が可能であり、また必要かどうか検討する。</p>	<p>○「上場制度総合整備プログラム2007」12頁</p>
自主規制業務の執行体制の強化	具体案の策定に向け問題点の整理を行う事項	<p>○金融商品取引法の改正動向を踏まえ、より適切なガバナンス体制、上場部門の業務執行のあり方について整理を行う。</p>	<p>○「上場制度総合整備プログラム2007」13頁</p>
その他	直ちに実施する事項	<p>○REIT市場における上場審査基準の強化</p> <p>・REITを組成する投資法人の運用体制等に対する審査を強化する観点から、基準を見直すこととする。</p>	<p>●REIT市場に関する上場審査基準の強化等（平成18年10月）</p> <p>・REITを組成する投資法人の運用体制等に対する審査を強化する観点から、上場諸規則の見直し及び開示書類の整備を実施した。</p>
	具体案の策定に向け問題点の整理を行う事項	<p>○東証市場を主たる市場として上場している外国会社の上場制度について、諸外国における同様の事例を参考に規制や上場料金のあり方について整理を行う。</p> <p>・シンガポールや香港等では、国内投資者を保護する観点から単独上場の外国会社に対し、取締役の常駐や株主総会の自国での開催を義務づけていることについてどのように考えるか整理する。</p> <p>・一方、東証が主たる市場ではない外国会社の規制については規制の簡素化を検討する。</p>	<p>●外国会社に関する上場制度の整備（平成18年12月）</p> <p>・東証を主たる市場として上場する外国会社の特性に応じた開示体制や株主対応の強化を求めるとともに、こうした特性を明確にするためにマザーズグローバル市場を創設した。</p> <p>●三角組織再編法制の施行に伴う上場制度の整備（平成19年5月予定）</p> <p>・本年5月の会社法の施行に伴い解禁される三角組織再編について、他の企業再編行為と同様のテクニカル上場審査基準を設ける。</p> <p>・外国企業が東証上場会社を対象として三角組織再編する場合には、投資者保護の観点から東証市場への一定期間の継続上場を要請する。</p>

項 目	フェーズ	上場制度総合整備プログラム（18.6）	実施状況・今後の方向性
	検討に着手する事項	<p>○各種種類株式に対する上場制度のあり方について検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の本則市場として扱うことのできる範囲、あるいは別市場を開設する必要性について、投資者、発行会社双方のニーズを踏まえて検討する。 <p>○内部者取引の未然防止体制の充実の観点から、上場会社の役員及び主要な職員の登録制度を設けることについて検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融庁の懇談会での提案を踏まえ、実現可能性について検討する。 	<p>○「上場制度総合整備プログラム2007」5～6頁</p> <p>○「上場制度総合整備プログラム2007」13頁</p>